

平成23年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で84回目を迎える。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が失われ、東北地方を中心に未曾有の甚大な被害となった。未だ多くの方が避難生活をされているところであり、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地が一日も早く安全に復興するとともに、働く人が仕事に働きがいを感じ、そのご家族が安心して暮らせる元気な日本を創る必要がある。

そのためには、産業界においては、企業を支えるのはそこで働く人であること、安全に働くことは企業の力の源泉であり家族が安心して暮らせる大前提であることを再認識し、労使が一体となって、家庭や社会と対話をしながら安全活動を展開していく必要がある。

このような観点から、平成23年度の全国安全週間は、

「安全は あんぜん 家族の願い かぞくねが 企業の礎 きぎょう いしずえ 創ろう つく 元気な日本！ げんき にっぽん」

をスローガンとして展開することとする。

労働災害の発生状況をみると、今なお、1,100人を超える尊い命が働く場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約48万人にも上っている。また、平成22年については、貨物トラックの交通事故、建設工事における墜落・転落、記録的な猛暑による熱中症などにより、前年に比べて死亡災害が大幅に増加している状況である。さらに、爆発災害やクレーンの転倒災害など一度に多くの働く人が被災する重大災害も増加している。このような背景には、企業における安全への取組が停滞していることも懸念される。

平成23年度の全国安全週間では、被災地で作業に従事される方の安全確保に取り組みとともに、日本のそれぞれの職場において、トップから第一線の現場に至るまで全員で日頃の安全活動を点検し、その取組をさらに前進させることとする。

2 期 間

平成23年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成23年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協力を求める。

ケ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。

コ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。

サ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

(イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

(エ) 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

(キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

c 機械化、自動化、新材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し

(ク) 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底

(ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施

(イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底

(ウ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足

(エ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施

(オ) トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施

(カ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施

(キ) 事業場における安全教育担当者の育成

ウ 作業者の安全意識の高揚

(ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底

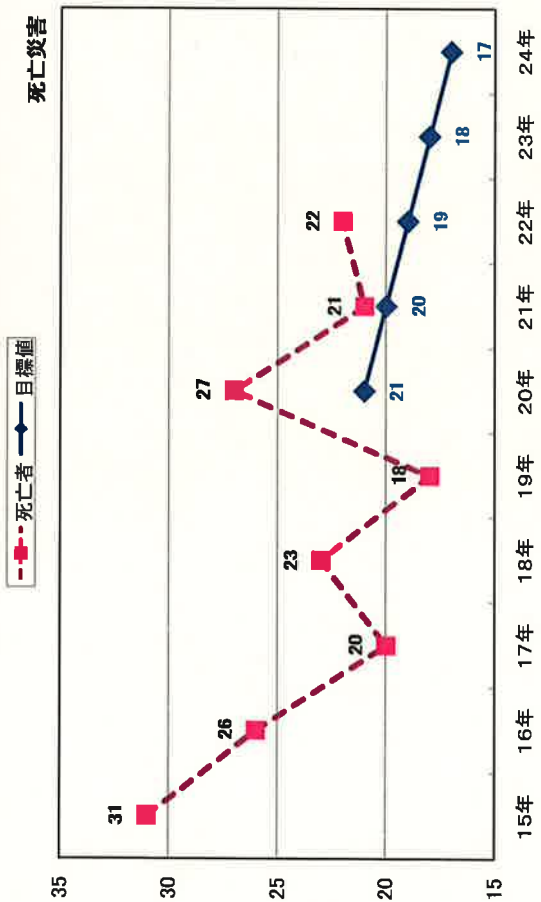
(イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進

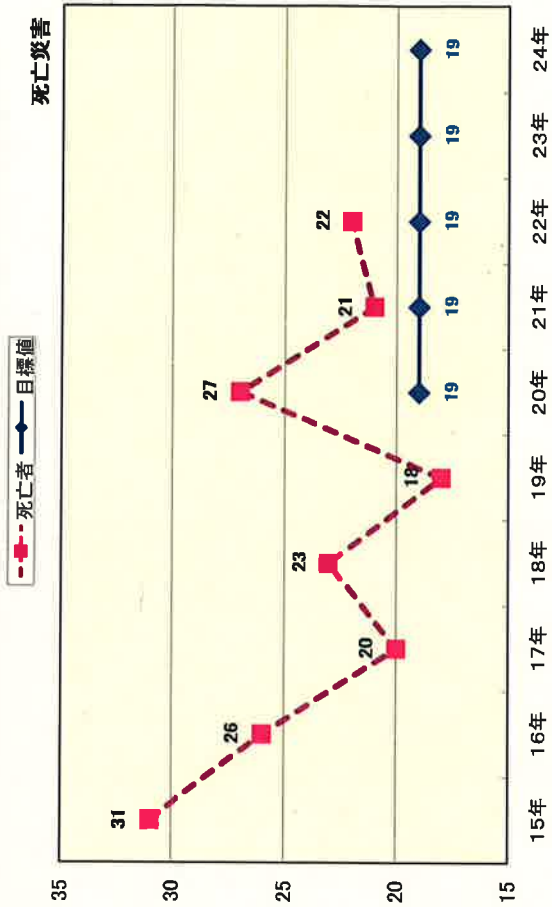
(エ) 「安全の日」等の設定

- (オ) 林業における労働災害防止対策の推進
 - a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
 - b 間伐作業におけるリスクアセスメント等の実施
 - c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- (カ) 第三次産業における労働災害防止対策の推進
 - a リスクアセスメント等の実施
 - b 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - c 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- (キ) 爆発・火災災害防止対策の推進
 - a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメント等の実施
 - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - d 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進

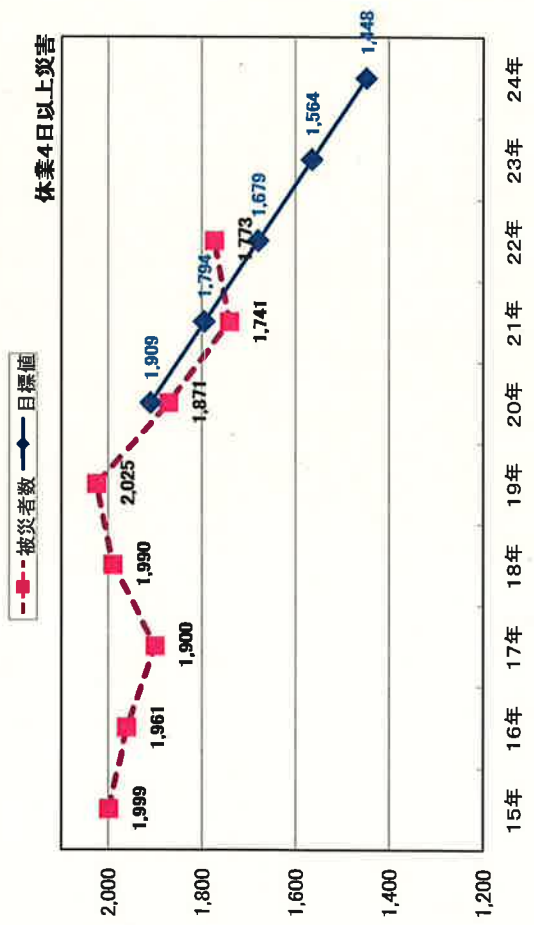
第11次労働災害防止計画(暫減の場合)



第11次労働災害防止計画(減少目標均等割の場合)



第11次労働災害防止計画(暫減の場合)



第11次労働災害防止計画(減少目標均等割の場合)

